

# 宮城県公報

宮 城 県  
行 務 部 私 学 文 書 課  
(総務部私学文書課)  
宮城県仙台市青葉区  
本町三丁目8番1号  
電話 022(211)2267  
(毎週火、金曜日発行)

## 目 次

### 告 示

ページ

○ 救急医療機関の撤回の届出	(医療整備課)	一
○ 宮城県御崎野営場の使用に係る使用料の徴収事務の委託	(観光課)	一
○ 家畜伝染病の発生	(畜産課)	一
○ 建設業許可の取消し	(事業管理課)	二
○ 道路の区域変更(四件)	(道路課)	二
○ 道路の供用開始(二件)	(同)	四
○ 昭和三十三年宮城県告示第百十号(水防警報を行う河川の指定)の一部改正	(河川課)	四
○ 平成十七年宮城県告示第千九十三号(浸水想定区域の指定)の一部改正	(同)	四
○ 港湾施設の概要	(港湾課)	四
○ 都市計画変更の図書の写しの縦覧(二件)	(都市計画課)	四
○ 都市計画事業の認可	(同)	五
○ 昭和四十七年宮城県告示第七百五十一号(建築基準法第二十二條第一項の規定による区域指定)の一部改正	(建築宅地課)	五
○ 平成十三年宮城県告示第百四十五号(垂直積雪量の指定)の一部改正	(同)	五
○ 平成十八年宮城県告示第千六十五号(建築基準法第七條の三第一項及び第六項の規定による特定工程及び特定工程後の工程の指定)の一部改正	(同)	五
○ 公印の廃止	(同)	五

### 企 業 局

## 告 示

○ 宮城県告示第百八十九号  
救急病院等を定める省令(昭和三十九年厚生省令第八号)第一条第一項の規定により認定した次の救急医療機関の開設者から、平成二十年三月三十一日をもって、救急業務協力の申出を撤回する旨届出があった。

平成二十年四月一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

名 称	所 在 地
登米市立登米病院	登米市登米町寺池桜小路百

○ 宮城県告示第百九十号

地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第五百五十八條第一項の規定により、宮城県御崎野営場の使用に係る使用料の徴収事務を平成二十年三月十九日次のとおり委託した。

平成二十年四月一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 委託の相手方

気仙沼市長磯森八十九番地の四  
北日本ビル清掃株式会社

二 委託期間

平成二十年四月一日から平成二十三年三月三十一日まで

○ 宮城県告示第百九十一号

家畜伝染病予防法(昭和二十六年法律第百六十六号)第十三條第一項の規定により、次のとおり家畜伝染病が発生した旨の届出があった。

平成二十年四月一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 家畜伝染病の種類

ヨ―ネ病

二 畜種

牛(ホルスタイン種)

三 患畜及び疑似患畜の区分並びにその頭数 患畜 三頭	四 発生の場所又は区域 登米市	五 発生日 平成二十年三月十八日	六 患畜の取扱い 法令殺	○宮城県告示第三百九十二号	建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次の建設業の許可を取り消した。	平成二十年四月一日	一 許可を取り消した年月日 平成二十年三月七日	二 商号又は名称等	金子建設株式会社 金子 利男	主たる営業所の所在地 石巻市門脇町三丁目十	建設業 許可番号 般・特・十八 第九百四十九号	申請区分及び許可 を取り消した建設 工事の種類	平成二十年 三月十日	全部廃業 一般建設業 造園工事 特定建設業 土木工事 建築工事 大工事 左官工事 とび・土工 石工事 屋根工事 屋根工事 タイル・れんが・ ブロック工事 鋼構造物工事 鉄筋工事 ほ装工事 しゅんせつ工事 板金工事 ガラス工事 塗装工事 防水工事 内装工事 熱絶縁工事	宮城県知事 村 井 嘉 浩
-------------------------------	--------------------	---------------------	-----------------	---------------	---	-----------	----------------------------	-----------	-------------------	--------------------------	----------------------------------	-------------------------------	---------------	--	---------------

有限会社佐々木 工務所 佐々木貞子	松弘工務店 松屋 弘	高橋板金工業 高橋 良久	広瀬興業株式会社 加藤 匠	宮城県ビルリ フォーム協同組 水谷 行雄	有限会社三協鉄 筋 浦澤 公	有限会社ワイエ 小野寺 勇	株式会社エム・ 工興業 松川 利充	大和通信システ ム株式会社 大和 幸治	栗原市瀬峰寺浦七十九 ・十二	仙台市若林区表柴田町 一	仙台市太白区茂庭台一 丁目二十六・一	仙台市宮城野区中野字 新田七十三・三	仙台市青葉区昭和町二 ・二十三ノ一 バンビル五〇一 号	仙台市泉区永和台五・ 六	仙台市宮城野区鶴ヶ谷 字京原八十五	黒川郡大和町吉岡字館 下百二十八・十	黒川郡富谷町三ノ関字 太子堂下百六十三・二 十三	般・十七 第三千二十九 号	般・十七百九 第四千三百九 十二号	般・十九百八 第五千九百八 十七号	般・十九百七 第六千六百七 十六号	般・十九千七 百七十二号	般・十七千三 百四十七号	般・十九 第一万六千七 百四十五号	般・十五 第一万六千八 百八十号	般・十九千六 第十六号	建設業 水道施設工事	全部廃業 一般建設業	全部廃業 一般建設業	全部廃業 一般建設業	全部廃業 一般建設業	全部廃業 一般建設業	全部廃業 一般建設業	全部廃業 一般建設業	全部廃業 一般建設業	全部廃業 一般建設業	平成二十年 三月六日	平成二十年 三月十四日	平成二十年 三月三日	平成二十年 三月十日	平成二十年 三月十一日	平成二十年 三月十日	平成二十年 三月五日	平成二十年 三月三日	平成二十年 三月七日	三 許可取消の原因	建設業に係る廃業等の届出があり、建設業法第二十九条第一項第四号に該当 ○宮城県告示第三百九十二号
-------------------------	---------------	-----------------	------------------	----------------------------	-------------------	------------------	-------------------------	---------------------------	-------------------	-----------------	-----------------------	-----------------------	--------------------------------------	-----------------	----------------------	-----------------------	--------------------------------	---------------------	-------------------------	-------------------------	-------------------------	-----------------	-----------------	-------------------------	------------------------	----------------	---------------	---------------	---------------	---------------	---------------	---------------	---------------	---------------	---------------	---------------	---------------	----------------	---------------	---------------	----------------	---------------	---------------	---------------	---------------	-----------	---

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更したので告示する。

その関係図面は、平成二十年四月一日から三十日間宮城県庁（土木部道路課）及び宮城県気仙沼土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十年四月一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 本吉室根線
- 三 道路の区域

変更の区間		変更の前後	敷地の幅員 (メートル)	敷地の延長 (メートル)
後	前	後	前	後
	本吉郡本吉町東川内一八〇番一地先から 同郡同町東川内二三番一地先まで		七・〇 四〇・〇	九二・〇 九二・〇
			一一・五 四一・五	九二・〇

○宮城県告示第三百九十四号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更したので告示する。

その関係図面は、平成二十年四月一日から三十日間宮城県庁（土木部道路課）及び宮城県仙台土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十年四月一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 利府松山線
- 三 道路の区域

変更の区間		変更の前後	敷地の幅員 (メートル)	敷地の延長 (メートル)
後	前	後	前	後
	黒川郡大郷町粕川字新三番地先から 同町粕川字木の崎四七番地先まで		一一・五 一七・〇	二四〇・〇 二四〇・〇
	黒川郡大郷町粕川字道南二七九番地先から		二二・五 二〇・〇	二四〇・〇

同町粕川字木の崎三四番一地先まで

後	一一・五 二二・五	一、六九〇・〇
---	--------------	---------

○宮城県告示第三百九十五号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更したので告示する。

その関係図面は、平成二十年四月一日から三十日間宮城県庁（土木部道路課）及び宮城県仙台土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十年四月一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 鹿島台鳴瀬線
- 三 道路の区域

変更の区間		変更の前後	敷地の幅員 (メートル)	敷地の延長 (メートル)
後	前	後	前	後
	宮城県松島町竹谷字藤巻無番地先から 同町竹谷字八反田無番地先まで		五・〇 六・〇	一、三五〇・〇 一、三五〇・〇
			五・〇 八・二	一、三五〇・〇

○宮城県告示第三百九十六号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更したので告示する。

その関係図面は、平成二十年四月一日から三十日間宮城県庁（土木部道路課）及び宮城県東部土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十年四月一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 河南南郷線
- 三 道路の区域

変更の区間		変更の前後	敷地の幅員 (メートル)	敷地の延長 (メートル)
後	前	後	前	後

石巻市北村字朝日前一五番一地从先から 同市北村字朝日前七番一地从先まで		前	一八・二丁 二〇・〇	一三七・七
後	一八・二丁 二二・〇	一三七・七		

○宮城県告示第三百九十七号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始するので告示する。

その関係図面は、平成二十年四月一日から三十日間宮城県庁（土木部道路課）及び宮城県仙台土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十年四月一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

道路の 種類	路線名	供用開始の 区間	供用開始年月日
県道	鹿島台鳴瀬線	宮城県松島町竹谷字藤巻無番地先から 同町竹谷字八反田無番地先まで	平成二十年 四月一日

○宮城県告示第三百九十八号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始するので告示する。

その関係図面は、平成二十年四月一日から三十日間宮城県庁（土木部道路課）及び宮城県北部土木事務所栗原地域事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十年四月一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

道路の 種類	路線名	供用開始の 区間	供用開始年月日
県道	花山一迫線	栗原市花山字本沢天神一〇番四地从先から 同市花山字本沢天神一四番一地从先まで	平成二十年 四月一日

○宮城県告示第三百九十九号

昭和三十三年宮城県告示第百十号（水防警報を行う河川の指定）の一部を次のように改正し、平成二十年四月一日から施行する。

平成二十年四月一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

本則の表夏川の項中「登米市岩手県境」を「登米市中田町岩手県境」に改め、二股川の項中「北上川合流点」を「大臣管理区間境」に改める。

○宮城県告示第四百号

平成十七年宮城県告示第千九百九十三号（浸水想定区域の指定）の一部を次のように改正し、平成二十年四月一日から施行する。

平成二十年四月一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

本則の表夏川の項中「登米市岩手県境」を「登米市中田町岩手県境」に改める。

○宮城県告示第四百一号

港湾法（昭和二十五年法律第二百十八号）第三十四条において準用する同法第十二条第五項の規定により、仙台塩釜港塩釜港区の港湾施設の概要を次のとおり公示する。

なお、その関係図面は、宮城県土木部港湾課及び宮城県仙台塩釜港事務所塩釜支所において縦覧に供する。

平成二十年四月一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

地区	種類	施設名	位置	構造	数量・能力
貞山	保管施設	野積場（一）	塩竈市貞山通一丁目五十八番十一	アスファルト舗装	面積三八六平方メートル
	保管施設	野積場（二）	塩竈市貞山通一丁目六十番一	アスファルト舗装	面積一、二五一平方メートル

○宮城県告示第四百一号

大和町から仙塩広域都市計画変更の図書の写しの送付を受けたので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第一項において準用する同法第二十条第二項の規定により公衆の縦覧に供する。

平成二十年四月一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 都市計画の種類及び名称

- 種類 仙塩広域都市計画公園
  - 名称 三・三・七百三号 小野南中央公園
- 二 縦覧場所

宮城県庁（土木部都市計画課）

○宮城県告示第四百三三号

大衡村から仙塩広域都市計画変更の図書の写しの送付を受けたので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第一項の規定により公衆の縦覧に供する。

平成二十年四月一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 都市計画の種類及び名称

1 種類 仙塩広域都市計画道路

2 名称 三・四・二一六 奥田環状1号線

二 都市計画の変更の種類

廃止

三 縦覧場所

宮城県庁（土木部都市計画課）

○宮城県告示第四百四号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第五十九条第一項の規定により、都市計画事業を次のとおり認可した。

平成二十年四月一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 施行者の名称

仙台市

二 都市計画事業の種類及び名称

1 種類

仙塩広域都市計画道路事業及び仙塩広域都市計画駐車場事業

2 名称

三・四・三三二一三三号 薬師堂駅前線及び五号 薬師堂駅自転車駐車場

三 事業施行期間

平成二十年四月一日から平成二十七年三月三十一日まで

四 事業地

1 収用の部分

宮城県仙台市若林区白萩町及び木ノ下三丁目地内

2 使用の部分

なし

○宮城県告示第四百五号

昭和四十七年宮城県告示第七百五十一号（建築基準法第二十一条第一項の規定による区域指定）の一部を次のように改正し、平成二十年四月一日から施行する。

平成二十年四月一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

大崎市の項を削る。

○宮城県告示第四百六号

平成十三年宮城県告示第四百五十五号（垂直積雪量の指定）の一部を次のように改正し、平成二十年四月一日から施行する。

平成二十年四月一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

第二号の表中大崎市の項を削る。

○宮城県告示第四百七号

平成十八年宮城県告示第六十五号（建築基準法第七条の三第一項及び第六項の規定による特定工程及び特定工程後の工程の指定）の一部を次のように改正し、平成二十年四月一日から施行する。

平成二十年四月一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

第一号中「及び塩竈市」を「、塩竈市及び大崎市」に改める。

企 業 局

○宮城県企業局告示第二号




次のとおり公印を廃止した。

平成二十年四月一日

宮城県公営企業管理者 佐 藤 幸 男

公印の名称	種 類	用 途	印 影	廃止年月日

宮城県仙台用 地造成事務所 企業出納員印	宮城県工業用 水道事務所長 印	宮城県牡鹿半 島有料道路管 理事務所長之 印	宮城県仙台用 地造成事務所 長之印	宮城県公営企 業管理者印
企業出納 員印	地方機 関の 長印	地方機 関の 長印	地方機 関の 長印	管理 者 印
地方機関用	一般文書用	一般文書用	一般文書用	公印規程附 則第三項の 規定による 仙台港専用
				
平成二十年 三月三十一日	平成十九年 三月三十一日	平成八年 三月三十一日	平成二十年 三月三十一日	平成二十年 三月三十一日

宮城県牡鹿半 島有料道路管 理事務所現金 取扱員之印	宮城県工業用 水道事務所企 業出納員之印	宮城県牡鹿半 島有料道路管 理事務所企 業出納員之印
現金取 扱員 印	企業出 納員 印	企業出 納員 印
地方機関用	地方機関用	地方機関用
		
平成八年 三月三十一日	平成十九年 三月三十一日	平成八年 三月三十一日